

口座振替での前納の申し込みは2月末までに!

- 国民年金保険料は4月末に口座振替による前納をすると納付書(現金)及びクレジットカードで納めるより割引額が多く大変お得です。
 - 前納の種類は2年(4月～翌々年3月)、1年(4月～翌年3月)、6か月(4月～9月)の3種類です。
 - お申し込みは、年金事務所または金融機関の窓口へお願いします。
 - 年金手帳または納付書、銀行の通帳・お届け印が必要です。
- ※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

免除等を受けた期間の追納ができます

- ◆国民年金保険料の全額免除や一部免除を受けた期間がある場合、全額納付した場合と比べ、老齢基礎年金の額は少なくなります。
- ◆納付猶予や学生納付特例の期間は老齢基礎年金額には反映されません。
- ◆10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。
- ◆3年以上経過した保険料には経過年数に応じて加算額が上乘せされます。
- ◆追納をお考えの方はお早めに年金事務所にご相談してください。

確定申告をされる方へ

- ▲国民年金保険料を納付されている方の社会保険料控除には「平成30年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。
- ▲再交付等の問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」☎ 0570-05-1165 へ
- ▲ねんきんネットのユーザーIDを取得している方は「ねんきんネット」から再発行申請が可能です。
- ▲老齢年金等(遺族・障害年金を除く)受給している方の確定申告には「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」を添付してください。
- ▲再交付等の問い合わせは天王寺年金事務所へ(共済年金は共済組合まで)



【問合せ】

■天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531 (代)

[平日] 8:30～17:15 ※月日は19:00まで

[第2(土)] 9:30～16:00

※電話は自動音声案内です。⑤で所員が対応します。

※時間や時期により混み合っている場合がありますので、何度かおかけ直し願います。

かかりつけ「健康」メール

オンライン診療について

平成30年4月に診療報酬が改定され、「オンライン診療料」なるものが新設されました。これはモニター画面を用いた診察、いわゆる遠隔診療に相当するものです。遠隔診療は今までも通信機器を用いて離島や僻地などに限り行われていました。

しかし今回の改定で、一般の医療機関においても、慢性疾患などで病状が安定している場合は、スカイプなどのインターネットを用いた診察を通常の対面診療と組み合わせて行えることになりました。

診療を画面越しに行うなんてSFの近未来的な世界を想像させ少しワクワクしますが、実は医師は診察では患者の話を聞いて異常箇所を見ているだけではなく、触って嗅いで感じてと常に五感をフル活用して診察を行っています。

ですから、それを考えると現時点ではオンライン診療が通常の対面診療と同じレベルで行えるようになるのはまだまだ先の話のように思われます。

医療法人慶組 おとのクリニック 音野慶仁

東洋医療

ひとくちコラム

冬場は交通事故が増える時期だそうです。最近では、自動車保険での鍼灸治療が増えています。鍼灸やマッサージのような伝統医療に注目する保険会社が増えた証かもしれません。

事故で怪我を負ったらまずは病院で診察を受け、指示された治療を受けてください。それでも痛みが残った場合、そのまま病院で治療を続けるか、鍼灸やマッサージのような伝統医療に切り替えるか、それとも示談金をもらって納得するか、選択を迫られます。

その時の痛みの程度により選択も変わることでしょう。後悔しないように、しっかり保険会社の方と相談してみてもいいのではないでしょうか。

はびきの鍼灸マッサージ師協会
☎ 072-958-5764